

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	いこいの村聴覚言語障害センター 栗の木寮	施設種別	施設入所・生活介護・短期入所・就労継続支援B型 (旧体系：)
評価機関名	一般社団法人京都ボランティア協会		

令和 7 年 4 月 4 日

総 評	<p>障害者支援施設いこいの村・栗の木寮は、聴覚障害と他の障害を有する「ろう重複障害者」の労働や暮らしを支えるために、当事者や関係者、関係団体の強い願いと運動、全国組織の支援と行政の理解によって1982年（昭和57年）に開設しました。仲間（利用者）同士の作業活動（労働や創作）やサークル活動（趣味や余暇）、自治活動などを通して、安心できる人間関係を築き、ことばを育み合い、人としての発達を保障することを目指しています。（施設概要より引用）</p> <p>2018年移転新築に伴い、かつての2人部屋から、全室が個室となり、浴室も個浴となり、利用者はゆっくり入浴ができるようになりました。施設内はバリアフリーでエレベーターも設置し高齢になっても過ごしやすい環境となっています。さらに、各居室の入口にはインターホンがあり室内ではフラッシュライトの点灯で確認でき、廊下にはモニターが設置され、集合する必要がある場合の連絡ができるよう、聴覚障害のある利用者の特性に応じた環境整備をおこなっています。</p> <p>今までの長い生活のなかで培われてきた独自の手話や、独特の表現方法を尊重し、読み書きが難しいなど、言葉でのコミュニケーションが難しい利用者も多くおられますが、イラストや写真で工夫したり、身振りや態度や表情から思いを読み取ったりして、利用者の希望や思いを尊重した支援にエネルギーを注いでいます。利用者のことを「仲間」と呼び、施設全体で利用者の豊かな生活と人生を支えていることが伝わってきます。</p>
特に良かった点(※)	<p>○仲間の自治会（あゆみ会）</p> <p>自治会の役員には選挙で選ばれた会長、副会長、書記、会計がおられ、2年ごとに改選があります。月初めにユニットごとに、生活部、給食部、行事部で話し合ったことを、「仲間会議」に持ちより検討しています。議題は事前に壁に張り出し周知しています。日中の班活動（1班：農業、リサイクル 2班：木工、紙すき、授産品販売 3班：創作活動）や就労継続支援B型事業としての「たからの里班」でのパン製造など、班の選択は職員の手助けを得て自己判断で決めています。また、班を変更するときは、自身で班の仲間に伝え話し合い理解を得ています。毎年4月にはレクリエーション活動（体操、ドッグセラピー、書道など）も選んでいます。男子会や女子会もあります。旅行の計画も決め、今期は城崎マリンワールドを日帰りで見学しました。</p>

	<p>期末には「事業所への要望書」を作成し提出しています。自治会活動を通して、仲間たちの自主的な総意による決定で、よりよい生活を目指されています。</p> <p>○職員一人一人の育成に向けた取り組み 職員必携に「期待する職員像」を明確にし、職員各自で目標達成シートを作成しています。目標達成シートは、年間重点目標（部の目標・課の目標）を明確にし、職員は、PLAN1（重点業務目標）自身に取り組む課題・目標と取組上の留意点（どの様に）、PLAN2（職位別目標）今年度特に努力したい項目と取組上の留意点（どの様に）及び研修予定、資格取得、手話検定など具体的な目標を記載しています。年度末には個別面談をおこない、目標に対して振り返りと評価をおこなっています。</p> <p>○利用者の課題や特性に合わせた個別支援計画の作成 個別支援計画には、利用者本人の課題や特性に合わせて、個別の課題にそって、本人の目標や思いをくみ取った具体的で実現可能な支援内容が、きめ細やかに作成されていました。手厚い支援が必要な利用者には、頻回に支援内容の検討もされています。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p>○自己評価と改善計画の策定 部内運営会議や部会、課会などで福祉サービスの質の向上に向けての取り組みをおこない、サービス実施状況の評価、見直しをおこなっています。しかし、第三者評価は受診されていますが、年1回の自己評価はおこなわれていませんでした。福祉サービスの質の向上は、日々の取り組みとともに、第三者評価や自己評価の結果に基づき、課題の分析、解決に向けての改善策や改善計画を策定し、改善に向けて計画的に取り組まれることを期待します。</p> <p>○利用者の意向（意見・要望・苦情）の公表 利用者の意向に対応するマニュアルを作成し、日々、仲間からの相談や意見をくみ取り、速やかな対応をされています。苦情はあまりないとのことでした。これらの対応した結果を仲間や申し出のあった家族には説明をされていますが、ホームページや「いこいの村新聞」などでの公表はされていません。プライバシーや家族関係などの個別事情に配慮し、公表されることをお勧めします。公表することで事業所に対する社会的な信頼感がより増すことを期待します。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【障害事業所版】

評価結果対比シート

受診施設名	いこいの村聴覚言語障害センター 栗の木寮
施設種別	施設入所支援、生活介護、短期入所、就労支援B型
評価機関名	一般社団法人 京都ボランティア協会
訪問調査日	令和7年2月26日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念、基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	A

[自由記述欄]
通番1. 法人の理念や行動指針、は、ホームページやパンフレット、重要事項説明書に記載し、また、施設内に掲示し周知している。理念では、すべての人々の「完全参加と平等」や言語選択の自由を明文化し、障害のある人だけでなく、わたしたちを含めすべての人々が幸せに生きる社会創りやすすべての人は自らの望むことばで自らを表現し、人々の中で人らしく生きることを目指している。年1回、職員には法人理念や行動指針を記載した「職員必携」を配布し理解を深めている。また、「倫理綱領」は職員の規範となるような具体的な内容となっている。利用者や家族には、法人理念や行動指針を重要事項説明書で分かりやすく説明するとともに、理解が困難な利用者には手話や写真、筆談を用いて理解を促している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	A
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	A

[自由記述欄]
通番2. 社会福祉事業全体の動向については、今後の職員不足や高齢者の保険料負担増など、理事会や部長会議で把握し、分析をおこなっている。管理者を中心に各種研修会や会議に出席し、社会福祉事業全体の動向を把握している。福祉サービスのニーズは、全国ろう重複障害者施設連絡協議会で把握し、他県の特徴や地域差を含めて課題について協議している。福祉サービスのコスト分析や利用者の推移、利用率については、毎月、管理会計で分析をおこなっている。把握した情報は短中期計画や事業計画に反映している。
通番3. 理事会、評議員会、運営委員会、部会などで経営課題や実施する福祉サービスの内容、設備整備、職員体制など改善すべき課題について協議し共有している。毎月1回開催される課会で職員に周知し、臨時職員には回覧で周知している。事業基盤の強化、社会的共同と運動の強化、職場づくり・人づくり、業務の信頼性を高めるなど、具体的な課題を明確にし、解決、改善に向けて理事会や部長会で取り組んでいる。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	A
		5	② 中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	A
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	A
		7	② 事業計画は、障害のある本人等に周知され、理解を促している。	A	A

[自由記述欄]
通番4. 法人短中期計画「2022年度～2024年度」を策定し、4つの基本姿勢Ⅰ.経営に対する基本方針、Ⅱ.支援に対する基本方針、Ⅲ.地域社会に対する基本方針、Ⅳ.福祉人材に対する基本方針を明確にしている。5つの基本戦略、4つの柱と9つの領域、21の基本課題を掲げ、現状課題、将来あるべき姿、ビジョンを達成するための方法(方針)、期間、責任者、スケジュールが具体的に示されている。法人短中期計画は3年に1回、見直しをおこない、策定にあたっては、管理職会議で職員の意見を聞き、話し合いの原案を策定し、また事業本部で修正案を協議し、理事会で決定している。
通番5. 法人短中期計画に基づき、いこいの村聴覚言語障害センターの2024年事業計画を策定している。栗の木寮としての計画は、「課の役割の見直しと組織改定を実施」「利用者一人ひとりが主人公になって豊かな生活ができるよう支援する」「新たに藍の栽培と加工、藍染体験交流を計画し、工賃保障と地域との新たなつながりを作る」「業務マニュアルの見直し、人材育成の仕組みを強化」など、具体的な実行可能な内容となっている。
通番6. 部内運営会議で策定された事業計画の柱に基づき、部会や課会で職員の意見を集約・反映して策定している。事業計画は、年度中間(10月)に計画に対する進捗状況を確認し、下期に向けての取り組みについて検討している。年度末(3月)に事業計画の達成状況について振り返りをおこない、課題、改善策を検討し、次年度の事業計画の策定に反映している。
通番7. 利用者や家族には、事業計画の主な内容を契約時に説明をしたり、施設内で掲示、広報誌「いこいの村」で周知している。また、利用者には、自治会活動を通じて周知するとともに、大きなテレビモニターで、パワーポイントのスライド説明やイラスト、手話、触手話で一人ひとりに合った方法で説明している。家族には、年1回開催される「いこいの村まつり」や電話、お便りで説明をしている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	B	B
		9	② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	B	B

[自由記述欄]
通番8. 部内運営会議や部会、課会などで福祉サービスの質の向上に向けての取り組みをおこない、サービス実施状況の評価、見直しをおこなっている。前回、令和元年度に第三者評価の受診をしているが、年1回の自己評価をおこなう体制を確認できなかった。福祉サービスの質の向上は、日々の取り組みとともに、自己評価を継続的に実施することが望まれる。
通番9. 部会や課会、運営委員会で福祉サービスの向上についての課題の共有を図り、改善について取り組みをおこなっている。前回の第三者評価の結果に基づき、課題の分析、解決に向けての改善策や改善計画が策定できていなかった。また、年1回の自己評価も実施できておらず、今後、実施されることが望まれる。

Ⅱ 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ	Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	B	A
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B	A
	Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組にリーダーシップを発揮している。	B	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組にリーダーシップを発揮している。	A	A

[自由記述欄]

通番10. 施設長は事業所の方針と取り組みについて、部会や課会、研修で表明している。施設長の役割と責任について、組織図や組織体制で確認できるとともに、広報誌「いこいの村」やお便りに掲載し表明している。平常時のみならず、有事（災害・事故など）における施設長不在時における権限委任は、緊急連絡網やBCP（事業継続計画）で明確にしている。

通番11. 施設長は、京都府の集団指導（WEB動画視聴）や全国ろう重複障害者施設連絡協議会の研修、法人全体の管理職研修など、法令遵守に関する研修に参加している。環境配慮について、法人が「共に歩む」の理念の実現や、SDGsが目指す「誰一人取り残されない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に取り組んでいる。職員に対して遵守すべき法令は、部会や課会で周知し、必要に応じて個別に周知している。事業所運営に関連する法令は、パソコン内で動画リストを作成し、職員が閲覧できる体制となっている。

通番12. 実施するサービスの現状について、毎月開催する部内運営会議で施設長が議長となり、評価、分析をおこなっている。施設長自ら月1回程度、夜勤に入ることでサービスの現状や課題を把握し、部会や課会で職員の意見を反映し改善のための具体的な取り組みをおこなっている。サービスの質の向上に向けて外部研修にも積極的に参加している。

通番13. 施設長は毎月、管理会計を管理し、経営分析をおこなない、総務では人事、労務など労務管理をおこなっている。職員の働きやすい環境整備として、映像機材の準備が大変なことから大型テレビモニターに切り替えたり、紙ベースのりん議を、パソコンによるペーパーレスに改善し、職員の負担軽減につなげた事例がある。部会や部内運営会議で、経営の改善や業務の実効性を高めるための議論をおこなっている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・養成	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	A
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	A

[自由記述欄]

通番14. 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方は、法人の中に人材確保、育成を担当する部署があり、方針を決めて取り組んでいる。業務上必要な資格（手話通訳者、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士など）は資格取得のための貸付規程があり、3年勤続で返済は不要となる。効果的な人材確保に向けて、ホームページや広報誌「いこいの村」、綾部市の企業一覧の冊子、インスタグラム、求人チラシで事業所の魅力を発信している。

通番15. 法人の理念や行動指針に基づく「期待する職員像」は「職員必携」で明確にしている。採用、配置、異動、昇進などに関することは、就業規則や賃金規程などで定められ職員に周知している。面談は、正職員に対して年3回、臨時職員に対しては年1回実施し、意向や意見を把握、分析し、改善策を検討・実施している。自らの将来を描くことができるよう、法人職員キャリアパス制度を明確にしている。

通番16. 職員の労務管理に関する責任者は施設長とし、毎月、安全衛生委員会を開催し、職員の有給休暇の取得状況や時間外データの把握をおこなっている。職員の健康診断は年1回（夜勤者は年2回）、ストレスチェック、メンタルサポートチェックはそれぞれ年1回実施し、必要に応じて産業医と相談できる体制となっている。育児休業法・介護休業法に基づき、ワークライフバランスに配慮した取り組みをおこなっている。福利厚生の一環として、互助会を設置し、バレーボール大会や旅行をおこなっている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・養成	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	B	B
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	B	B

[自由記述欄]

通番17.「職員必携」に「期待する職員像」を明確にし、職員各自で目標達成シートを作成している。目標達成シートは、年間重点目標(部の目標・課の目標)を明確にし、職員は、PLAN1(重点業務目標)自身が取り組む課題・目標と取組上の留意点(どの様に)、PLAN2(職位別目標)今年度特に努力したい項目と取組上の留意点(どの様に)及び研修予定、資格取得、手話検定など具体的な目標を記載している。年度末には個別面談をおこない、目標に対して振り返りと評価をおこなっている。ただし、目標進捗状況に対する中間面談はおこなわれていなかった。

通番18.19.法人の短中期計画に基づき福祉人材に関する基本姿勢を明確にし、職責、経験年数に応じて法人で策定した研修計画に基づき研修を実施するとともに、事業所単位で各会議の時間内で部内研修をおこなっている。各職員ごとに研修受講実績を記録し、職員の希望を聞きながら、次年度の研修計画を作成している。外部研修では、全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会や全国ろう重複障害者施設連絡協議会の研修に参加している。年度ごとの研修計画に基づき、職員各自の目標に応じた外部研修の受講を促している。研修に参加できない臨時職員は、動画研修を講じている。

通番20.「実習生受け入れマニュアル」を策定し、例年、福祉施設研修の受け入れをおこなっているが、社会福祉に関する資格取得のための実習生受け入れていない。また、実習生受け入れに関する基本姿勢が確認できなかった。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	B	A
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	A	A

[自由記述欄]

通番21.ホームページや「いこいの村新聞」(年4回発行)、「京都聴言ニュース」(年4回発行)で事業所の理念、方針、活動の内容や財務に関する情報などを利用者家族や地域に向かって随時発信している。個人的な利用者家族の意見や要望は、電話や手紙で対応を伝えている。仲間からの要望、たとえば「プロジェクターのコードが足に引っ掛かりあぶない」に対しては、大型テレビでの対応に変更した事例がある。相談・苦情の受付については、重要事項説明書に明記するとともに事業所内に掲示している。

通番22.組織管理規程や職務権限規程により、事務、経理、取引などのルールを明確にしている。年1回法人の監事がサービスと経理の監査をおこない、公認会計士、社会保険労務士からも適宜指導がある。管理者会議においても、年3回公認会計士からサービスや経理について助言がある。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 障害のある本人と地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	A
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	B	A
	25	① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A	
	26	① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A	
	27	② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	A	A	

[自由記述欄]

通番23. 法人3か年計画の「5つの基本戦略」の中で『3. 法人・施設の機能を挙げて「すべての人々の完全参加と平等」が実現される地域づくりを関係団体とともに進める』と明文化している。事業所は北部ネットワークに参画しており、難聴者協会やろうあ者協会、手話サークルなどと交流がある。いこいの村祭りには、地域から30店舗の参加があり、保育園児による「よさこい踊り」の披露もあった。仲間も和太鼓や歌、手話劇を披露している。前回のまつりの来場者は350人である。地域のまつりや行事などを仲間知らせ、仲間が出かける際は必要に応じ、送迎サービスの活用や通訳介助員の利用などの支援をしている。

通番24. 事業所のまつりに参加するボランティアに、ボランティア保険への加入支援をおこなっている。ドッグセラピーとまつり関係のマニュアルがあり、事前に説明して当日にも説明をしている。まつりでは準備段階から関わってもらい、利用者を支援する方のほか和太鼓やフラダンス、南京玉すだれ、綾部手話サークルによる手話劇と手話歌、北部センターの皆さんによるクイズとじゃんけん大会など盛況である。単独で来られるボランティアにもそのつど説明している。令和6年のボランティアの述べ人数は20名である。

通番25. 綾部市・保健所などの公共機関、北部ネットワーク委員会の関係者やまつりの協力団体、近隣小・中学校（体験学習）など、関係機関は多い。一覧にして電話帳を作成している。生活支援課課長は、綾部市障害者介護認定審査会の委員である。地域の団体で「かめ会」があり、将棋大会の企画がある時は参加する仲間がいる。

通番26. 事業所の会議室を北部ネットワーク委員会や、全国聴覚言語福祉交流会の実践交流の場に提供している。近隣の中・高一貫校の福祉授業を10名の職員が担当している。利用者は生徒たちに手話を教え、挨拶を交わし、ポッチャで交流している。後日生徒たちから感想文や写真が送られてきた。見学は1年間で、個人や団体を合わせると述べ100人いる。案内は管理者が担当している。災害時の福祉避難所として、諸準備を整えている。

通番27. 上林地区民生児童委員協議会や北部ネットワーク委員会、その他多くの関係機関との交流があり、具体的な福祉ニーズを把握している。ショートステイ2床の設置や東部エリアへの458食の配食サービスを実施している。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A	A
		29	② 障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	A	B
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A
		31	② 福祉サービスの開始・変更にあたり障害のある本人（家族・成年後見人等含む）にわかりやすく説明している。	A	A
		32	③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A	A

[自由記述欄]

通番28. 全職員に小冊子「職員必携」が配布されており、福祉サービス提供にあたり基本姿勢が明記してある。個別支援計画立案時やモニタリング時など指針として活用している。仲間から「班を変えたい」との申し出があった場合は、自身で班の仲間に伝え話し合っている。コミュニケーションは職員が間に入ってつなぐこともある。

通番29. プライバシー保護マニュアルを整備しているが、プライバシー保護単独での研修はできていない。不適切な事案があるときは毎月開催している「身体拘束・虐待防止委員会」で検討している。利用者からの相談もあり、周りから見えないところを相談室で聞き取っている。基本はケース担当が相談に乗るが、本人の希望で女性同士での対応もある。

通番30. ホームページ、パンフレット、いこいの村新聞、聴言ニュース、まつりを見てもらうなどで、事業所情報を発信している。見学や面談のほか、必要時は家庭訪問での対応もある。泊りでの体験を希望される方には、短期入所契約を結び体験される。入所希望は全国からある。

通番31. サービスの開始や変更などを利用者にとって理解することはとても難しい。手話や触手話、筆談、写真、絵など、個々に適切なコミュニケーション方法を理解して対応している。仲間の障害特性をつかみ、文章が読めない、書けないなども理解して対応している。〇×はわかるが、どちらがいいか判断が難しいなどの特性もある。食べ物だったら異なる2品を出し、選んでもらうなどの工夫もおこなっている。工夫して本人の自己決定を引き出している。経験を積んだ職員から若い職員に指導、アドバイスがある。職員は全員手話ができる。

通番32. グループホームやアパートでの1人暮らしへの移行があり、相談支援事業所の相談支援員を中心に関係機関と連携して支援している。個別支援計画は引き継ぎ、ケース会議で本人、家族に説明している。アパートでの暮らしに移行する方には日常生活の指導や金銭管理などを指導している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価

Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(3) 障害のある本人のニーズの充足に努めている。	33	①	障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B	A
	Ⅲ-1-(4) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	B	B
		35	②	障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みがあり、組織的かつ迅速に対応している。	B	A
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	B	A
		37	②	感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	A
		38	③	災害時における障害のある本人の安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	A

[自由記述欄]

通番33. 利用者各自に担当職員がおり、日頃から相談に乗っている。自治会での「仲間会議」や「暮らしを考える集会」などで、利用者はそれぞれの意見を述べる事ができる。個別の相談は相談室でおこなっている。

通番34. 事業所として相談窓口、意見箱など、仲間や家族に周知している。仲間は困ったことがあるとよく職員に言ってくる。仲間に関係することは仲間会議で話し合い、職員もユニット会議で検討している。苦情や相談などの公表はおこなっていない。

通番35. 相談や意見の把握は、職員に直接伝えたり、仲間会議時や暮らしを考える集会でも提案がある。毎年1回、仲間から出た諸要望は自治会（あゆみの会）の役員（会長、副会長、書記、会計）会で検討して、事業所に要望書を提出している。「クリスマスツリーが欲しいです。職員と一緒に飾りつけしたいです」「多目的室の椅子がぐらぐらしたりカバーが破れているところがあります」「新しいカーペットに変えてほしい」「パチンコに行きたい」など、他もあるがそれぞれ可能な範囲で対応をおこなっている。マニュアルは運営会議で見直しをして日付を入れている。

通番36. 事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書はまとめてあり、運営会議で検討している。事故報告書の対策に関して1か月後の効果の記載欄がある。事故報告書は日誌にとじ、全職員に回覧して対策の周知徹底を図っている。落葉、誤薬があり、看護師が勉強会をおこなっている。薬をスプーンにのせ口の中に入れるまでをおこなうことで、事故件数は減っている。勉強会では、心臓マッサージやAEDの取り扱いも学んでいる。

通番37. 感染症対策委員会が各マニュアルを作成して、適宜見直しをおこなっている。ノロウイルス流行のニュースに際し予防対策など職員に啓発している。研修会も実施している。

通番38. いこいの村全体で防災委員会を設置して、原子力災害も想定し防災訓練（火災は昼夜想定、自然災害）を年6回実施している。うち2回は消防署の協力がある。利用者も参加し火災では建物外に避難している。仲間及び職員の安否確認のシステムがある。事業所は福祉避難所として登録しており、備蓄は水、食料、衛生用品（200人の2週間分）、ストレッチャー、ガスコンロ、ワゴン車、車などを準備している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質 の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの一定の水 準を確保するための実施方法が確 立している。	39	① 提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための 実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見 直しをする仕組みが確立している。	A	A
		40	① アセスメントに基づく個別支援計画等を適切に策定してい る。	A	A
	41	② 定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しを行っている。	A	A	
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に 行われている。	42	① 障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録が適切 に行われ、職員間で共有化されている。	A	A
		43	② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	A	A

[自由記述欄]

通番39. 各種業務マニュアル、作業マニュアルを作成している。前回の評価時にできていなかったプライバシー保護や虐待防止マニュアルも作成している。運営会議や部会で定期的に検証している。

通番40. 41. 利用契約時に個別支援計画を作成し、3か月ごとにモニタリングを実施している。10月にケース統括会議、3月に個別支援会議を開催している。サービス管理責任者、ケース担当者、看護師、栄養士などが参加している。計画相談もおこなっており、相談支援専門員と生活全体を通しての本人の意向受けとめや支援内容の統一が図られている。臨時で必要に応じてサービス担当者会議の開催も実施し、行政の障害担当者などが参加する場合もある。早急な対応や解決が求められる場合はその時に勤務している職員間で意見交換し、支援の具体化を図り引継ぎをする中で統一した支援が保たれている。

通番42. 日中に勤務する職員と、夜間に勤務する職員が、福祉業務支援用ソフトに日々の記録を入力している。職員全員に勤務時には「2~3日前の記録は必ず確認する」ことが徹底されており、利用者の日々の変化や状態を把握し共有がなされている。1ヶ月分をプリントアウトして支援経過が時系列にわかりやすく確認でき、モニタリング時にも活用しやすい工夫をしている。

通番43. 個人情報保護規程に沿って適切に管理し、鍵付きのロッカーに保管し、機密性を保っている。緊急時の受診などで医療情報や障害者手帳のコピーなどを持ち出すことはあるが、使用後はシュレッダーで処分している。開示請求の対応に関しては重要事項説明書に、窓口や対応時間など利用者や家族などに向けてわかりやすい記載している。

A 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 支援の基本理念	A-1-(1) 自立支援	44	① 障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	A	A
		45	① 障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	A	A
	A-1-(3) ノーマライゼーションの推進	46	① 誰もが当たり前暮らせる社会の実現に向けた取組を行っている。	A	A

[自由記述欄]

通番44. 「仲間が主役」の自治会「あゆみ会」の活動がある。利用者（仲間）同士の選挙で選ばれた役員が主体となり、季節行事の内容を考えたり、施設への要望書の作成・提出をおこなっている。年に1回は旅行の企画をしており、直近では城崎マリンワールドへの日帰り旅行をおこなった。毎月開催する「あゆみ会」の内容では生活について利用者同士で話し合う機会があり、例えば「たばこは外で吸う」について利用者間で話し合いをおこなった。理解の難しい利用者には、食事の時間に掲示して守れるような工夫もしている。5種類のサークル（お花、書道、3B体操、手話劇、女子会・男子会）活動も自己選択を尊重している。女子会ではお化粧、バレンタインデーにはチョコレート作り、カクテル作りなど、様々な企画があり実施した。

通番45. 障害者虐待防止・身体拘束防止の委員会を毎月開催し係長以上が出席している。報告書には「ひやりはっと」も含めた表を作成して、職員への回覧時にもわかりやすく、権利侵害の防止に関して意識が向くような見やすいものとなっている。夜間のみ職員にも正職員が伝達研修を実施し全職員での取組が徹底されている。利用者にも利用者権利擁護指針に基づいて、イラスト中心の資料を活用し「こういうことは虐待に当たる」という説明や学習の機会を設けている。

通番46. 令和6年度に初めての試みとして近隣の小中一貫校とのポツチャ大会を開催し、子どもらと利用者が一緒にチームをつくって参加したり、子どもらに手話を教えたり、終了後も子どもらから感想文が送られている。日常から学校と連絡を取り合う関係が成果として交流の機会となり、個々を尊重する共生社会を目指した取り組みをおこなっている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(1) 意思の尊重とコミュニケーション	47	① 障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	A	A
		48	② 障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	A	A
		49	③ 障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行っている。	A	A
	A-2-(2) 日常的な生活支援及び日中活動支援	50	① 個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援を行っている。	A	A
	A-2-(3) 生活環境	51	① 障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境が確保されている。	A	A

[自由記述欄]

通番47. 常に部全体の会議で利用者の意思決定が大事であることを意識している。独自の手話や身振りなどの表現方法を持つ利用者、字を読み書きできない利用者、長年の生活経験の乏しさから自身の思いを上手く伝えることが難しい利用者も多い。日々の行動や表情などから、少しの変化も見逃さず、利用者が伝えたいことを理解できるように、悩みながら確認し合うコミュニケーション支援をおこなっている。

通番48. ケース担当者を中心に定期的に個別面接の機会が設けられている。例えば、「通所の日数を増やしたい、お金の使い方、外出したい」といった本人の思いや希望に沿った対応をおこなっている。本人の自己決定や自己選択を図ることができるように職員からの情報提供にも努めている。

通番49. 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座、手話通訳者の研修など、業務保障が難しいという課題がありつつも職員の希望に応じて受講できるよう努めている。全国聴覚言語障害者福祉研究交流集會に実践レポートを提出し、専門職の助言を得ている。また、強度行動障害研修を修了した職員が3名おり、行動障害に関するチームを立ち上げて定期的に検討の機会を設け、障害特性や利用者自身の生活背景や、日々の支援経過に基づいて、支援方法の検討や見直しや、環境整備などの支援がおこなわれている。

通番50. 食生活連絡会を月1回、生活支援員、栄養士、看護師がチームで連携して検討の場を設けている。身体介助を伴う支援や服薬方法なども個別に適切な対応ができるように、利用者の心身の状況に応じた対応をおこなっている。地域で春のお花見をかねたウォーキングのイベントや、花火大会に参加するなど利用者の希望やニーズに合わせて地域の日中活動を活用できている。

通番51. 利用者の居室は全室が個室、各居室の入口にはインターフォンがあり室内ではフラッシュライトの点灯で確認できる。廊下にはモニターが設置されており、集合する必要がある場合のお知らせができるよう、聴覚障害のある利用者の特性に応じた環境整備がなされている。希望があれば自身の好きな寝具を購入し使用できる。エアコンは利用者自身が居室に設置されたリモコンで操作できるようになっている。操作や理解が難しい利用者には巡回時に職員が対応し、快適で健康的な環境が確保されている。食堂の掃除は利用者の担当を決めて職員と一緒に実施している。大掃除は定期的に2か月に1回実施している。盲ろう者に配慮し、共用スペースの動線に障害物を置かないことなど安全面に十分な配慮をおこなっている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	52	① 障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	非該当	非該当
	A-2-(5) 社会生活を営むための支援	53	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っている。	A	A
	A-2-(6) 健康管理・医療的な支援	54	① 障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	A	A
		55	② 医療的な支援について適切に提供(連携)する仕組みがある。	B	A

[自由記述欄]

通番52. 非該当
 通番53. 外出や外泊の機会の確保について利用者本人の意向をふまえて支援している。帰省についても家族と連絡を取り調整している。最近では、絵を描くことが好きな利用者5名が12月の障害者週間に「みやこめっせ」で開催された展示会へ公共交通機関を利用した外出支援を実施した。他にもパーマをあてに行きつけの美容室へ行くなど、計画的な外出相談を行って利用者の希望や思いを尊重した支援にエネルギーを注いでいる。
 通番54. 精神科医(月1回)、内科医(週2回、梅の木寮の診療所より来所)、眼科医(年1回)、歯科医(年1回)が来所し、利用者の状態に合わせて診察が受けられる体制がある。集団健診へは地域で実施の住民健診を受診している。毎朝、利用者全員を対象にバイタルチェックを実施し、食事、排泄、入浴など健康状態の把握に努めている。利用者が司会を務める「朝の会」ではラジオ体操、3B体操をするサークル活動など、健康に関する学習の機会が設けられており、利用者への理解を深める取り組みをおこなっている。
 通番55. 嘱託医および施設看護師の指導の下、服薬などの管理や慢性疾患などへの対応をおこない、看護師が通院の予定を立てている。服薬管理のマニュアルに沿い、薬の服用方法が変更になった時には、職員の複数が対応できる昼食時に共有し、統一した支援をおこなっている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	56	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	A	A
	A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	57	① 障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	A	A
	A-2-(9) はたらくことや活動・生活する力への支援	58	① 障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援を行っている。	A	A
		59	② 障害のある本人に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	B	B

[自由記述欄]

通番56. 定期的なケース会議の開催、相談支援事業所との連携に努めている。地域社会へ移行支援の実績例として、2月に岡山県に家族と同居するために移行した利用者がある。また、1人暮らしの練習を積み上げて今は独居生活となり就労継続支援B型作業所「たからの里」へ通所を続けている利用者がある。
 通番57. 他府県で遠方からの入居者が多いことや家族も高齢化している理由から、家族が来所する機会が少なくなっているのが現状である。利用者の生活状況などについて、家族への定期的な報告は手紙での連絡をしている。本人の意向を尊重し帰省などは家族と調整をしている。
 通番58. 日中活動は4つの班(農業、リサイクル班、創作活動、たからの里)に分かれて活動している。就労支援B型作業所「たからの里」で作ったパンは、ろう学校へ月1回、地元企業に週に1回販売しに行き、リサイクル班は地域での回収作業もおこなっており、障害のある本人の作業や活動が地域社会とのつながりになり、利用者たちの励みになっている。
 通番59. 事業所全体として利用者が高齢化している現状にある。以前は畑の収穫物でしめ縄作りをして工賃につながりやすかったが、70才、80才の利用者には体力的に難しくなっている。現在は、就労で工賃を引き上げるための取り組みではなく、利用者の生活全体を支えるために健康の維持と向上への取り組みに尽力している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-3 就労支援	A-3-(1) 就労支援	60	① 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	A	A

[自由記述欄]

通番60. 障害のある本人の意向や障害の状況に応じて一般就労への支援を行っている。現在、就労継続支援B型作業所と一般就労を併用している利用者がある。ほっとはあとセンターの取り組みなどを通じて情報を得て、地域の企業等との関係性の構築をしている。ほっとはあとセンターのサポートを通じて、パラジャムを京都府・市内の店舗で販売している。